

# 御殿場市水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和3年3月17日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、御殿場市水道料金徴収等業務（以下「料金徴収等業務」という。）におけるお客様サービス等のより一層の向上を図るため、料金徴収等業務の受託を行うことのできる能力を有する者のうち、特に料金徴収等業務に対する意欲、資質、技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に料金徴収等業務を委託するために必要となる手続等について定めるものとする。

(事業名)

第2条 事業名は、「御殿場市水道料金徴収等業務」とする。

(料金徴収等業務の範囲)

第3条 料金徴収等業務の範囲は次に掲げるとおりとし、その詳細は、別紙「御殿場市水道料金徴収等業務委託仕様書」のとおりとする。

- (1) 受付業務
- (2) 検針業務
- (3) 検算業務
- (4) 調定・更正に係る資料作成業務
- (5) 収納業務
- (6) 集金業務
- (7) 開栓・閉栓業務
- (8) 滞納整理業務
- (9) 給水停止業務
- (10) 漏水認定・減免申請等に係る資料作成業務
- (11) 検定期間満了メーター交換に伴う処理業務
- (12) 電子計算処理業務
- (13) 契約終了時の事務引継業務
- (14) 関連する付帯業務

(料金徴収等業務期間)

第4条 業務期間は次に掲げるとおりとする。

- (1) 委託業務の準備期間 契約日から令和4年3月31日まで

(2) 委託業務の履行期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで  
(提案限度額)

第5条 本件料金徴収等業務に係る提案限度額は、324,810,000円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。ただし、この金額は、契約(予定)金額を示すものではない。

(参加資格)

第6条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがあった者、又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがあった者でないこと。
- (3) 第10条に規定する参加申込時点において、御殿場市における一般競争参加資格(物品調達等)の認定を受けている者であること。
- (4) 御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成4年御殿場市告示第78号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 御殿場市暴力団排除条例(平成24年御殿場市条例第24号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去5か年(平成28年度から令和2年度まで)において、給水人口8万人以上の水道事業体における水道料金の検針業務、料金徴収業務、滞納整理業務、開栓・閉栓業務及び水道料金等計算システム導入の3年以上の履行実績を有する者であること。
- (7) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム又はこれらと同等以上のセキュリティ規格の認証を取得している者であること。

(参加に関する留意事項)

第7条 プロポーザルに関する全ての書類等(以下「書類等」という。)の作成及び提出に係る費用は、プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)の負担とする。

2 提出された書類等の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 書類等の著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとする。
- (2) 書類などに記載された情報などについて、市は、参加者に無断で当該プロポーザル以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、御殿場市公文書公開条例(平成7年条例第37号)に基づき取り扱うこととする。

- (3) 書類等は、選考作業において、必要な範囲で複製を行うことがある。
- (4) 書類等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負う。

(受付事務局)

第8条 プロポーザルに係る受付事務局及び書類等の提出先は以下のとおりとする。

〒412-8601

静岡県御殿場市萩原483番地 水道庁舎

御殿場市環境部 上水道課 管理スタッフ

電話：0550-82-4602

メール：suido@city.gotemba.lg.jp

(実施スケジュール)

第9条 プロポーザルに係る実施スケジュールは、次表のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
公示（市ホームページ）	令和3年6月14日（月）
実施要領等公開期間	令和3年6月14日（月） ～令和3年7月2日（金）
参加申込受付期間	令和3年6月14日（月） ～令和3年7月2日（金） 17時必着
質問受付期間	令和3年6月14日（月） ～令和3年7月9日（金）
質問の回答	令和3年7月19日（月） ～令和3年7月21日（水）
業務提案書の提出期限	令和3年7月30日（金） 17時必着
参加辞退届の提出期限	令和3年7月30日（金） 17時必着
プレゼンテーション及び ヒアリングの実施	令和3年8月5日（木） ～令和3年8月6日（金）
選定結果の通知	令和3年9月3日（金）
受託予定者の公表 （市ホームページ）	令和3年9月3日（金）
受託予定者との協議	令和3年9月6日（月） ～令和3年9月29日（水）

（参加申込）

第10条 参加者は、「プロポーザル参加申込書」（以下「参加申込書」という。）（様式第1号）及び「誓約書」（様式第2号）を、第9条に規定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の参加者は、第6条第5号に規定する履行実績の証明として、当該受託に係る契約書の写しを参加申込書に1部以上添付し、市長に提出しなければならない。

3 参加申込書及び誓約書の提出方法は、書面による郵送又は持参とする。なお、持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時までの間とし、事前に電話連絡すること。

（業務提案書）

第11条 参加者は、次に掲げる項目について、別添の様式（様式第3号-1～様式第17号）に基づき作成し、第9条に規定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要及び業務実績（様式第3号-1～2）
- (2) 業務推進体制及び業務実施計画（様式第4号-1～2）
- (3) 電算システム計画（様式第5号）
- (4) 受付業務に関する企画及び業務提案（様式第6号）
- (5) 検針業務に関する企画及び業務提案（様式第7号）
- (6) 検算業務に関する企画及び業務提案（様式第8号）
- (7) 収納（滞納整理）業務に関する企画及び業務提案（様式第9号）
- (8) 給水停止業務に関する企画及び業務提案（様式第10号）
- (9) 調定・更正等資料作成業務に関する企画及び業務提案（様式第11号）
- (10) 検満メーター交換処理業務に関する企画及び業務提案（様式第12号）
- (11) 電子計算処理業務に関する企画及び業務提案（様式第13号）
- (12) お客様サービスの向上に関する企画及び業務提案（様式第14号）
- (13) 災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画及び業務提案（様式第15号）
- (14) 個人情報保護に関する企画及び業務提案（様式第16号）
- (15) 受託料の見積金額及び見積内訳（様式第17号）

2 業務提案書は、A4版サイズにより作成するものとする。

3 第1項第1号から第14号までの項目について、当該列記の順に従い通し頁番号を付番し、表紙及び目次を添付の上、書面により11部提出すること。

4 第1項第15号の項目について、書面により1部提出すること。

5 第1項第1号から第15号までの項目について、電子データをCD-R等の記憶媒体により別に1部提出すること。

6 業務提案書の提出方法は、郵送又は持参とする。なお、持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時までの間とし、事前に電話連絡すること。

(質問の受付及び回答)

第12条 質問は、任意の様式を使用し、電子メールにより受付事務局宛に提出すること。

送信する際は、タイトルを「御殿場市水道料金徴収等業務委託プロポーザルに関する質問」と明記し、メール送信後、必ず電話にてメールの到達を確認すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。

2 前項に規定する質問の受付期間は、第9条に規定したとおりとする。

3 質問に対する回答は、第9条に規定する期間内に全ての参加者に対し回答するものとする。

(参加者の途中辞退)

第13条 参加者がその参加を辞退しようとする場合は、「プロポーザル参加辞退届」(様式第18号)を第9条に規定する期日までに市長に提出すること。

(審査及び評価基準)

第14条 業務提案書の審査は、「御殿場市水道料金徴収等業務委託審査委員会」(以下「委員会」という。)が行うものとする。

2 委員会に関する規定は、別に定める「御殿場市水道料金徴収等業務委託審査委員会設置要領」による。

3 委員会は、参加者から提出された業務提案書及びプレゼンテーションによるヒアリングを行い、別紙「御殿場市水道料金徴収等業務委託プロポーザル選定評価基準」に基づき審査し、当該参加者の中から最も採点数の高い者を選定する。また、これにより選定された参加者をもって、本料金徴収等業務に係る受託予定者と決定する。

4 前項の審査は、主に料金徴収等業務に対する理解度、意欲、業務提案書の的確性、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠、危機管理能力等を基準として行う。

5 審査の結果、選定された者の採点数合計が60%に満たない場合は、業務提案書の再提出を求め、委員の承認を求めるものとする。

(選定通知等)

第15条 市長は、前条第3項の規定により選定された参加者に「プロポーザル選定通知書」(様式第19号)を、選定されなかった参加者に「プロポーザル非選定通知書」(様

式第20号)を、それぞれ通知するものとする。また、下記項目についてはホームページ上にも公表することとする。

- (1) 契約の名称及び内容
- (2) 審査結果
- (3) 選定された参加者名及び選定理由

2 前項については、第9条に規定する期日に通知するものとする。

3 審査結果についての異議申立ての受理は一切しないものとする。

(委託契約)

第16条 市長は、御殿場市財務規則(平成7年御殿場市規則第20号)第48条に基づき、受託予定者と当該料金徴収等業務に係る委託契約を締結する。

2 前項の委託に係る条件等は、受託予定者と協議のうえ、市長が別に定めるものとする。

3 契約日から令和4年3月31日までの期間は準備期間とし、受託予定者は、円滑に料金徴収等業務を行うことができるように自己の負担と責任において水道料金等計算システムの構築(各種ハンディターミナルシステム等を含む。)、システムのデータ移行に係る準備・検証及び業務移行並びに検針員等従事者の確保・研修等を行うものとする。

(提出書類等の瑕疵)

第17条 プロポーザルにおいて、参加者の提出書類等若しくは提出期限又は申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について委員会で審議のうえ、当該参加者の取扱いについて決定を行う。

2 委員会は、必要に応じて前項の瑕疵について当該参加者から個別にヒアリングを行うことができるものとする。

3 市長は、第1項の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認める場合は、第14条第3項の選定過程において既に決定した事項を取り消すことができる。

(失格事項)

第18条 参加者及び受託予定者に、次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加資格又は受託予定者の決定を取り消すものとする。

- (1) 当市における委託契約以前に指名停止となった場合
- (2) 業務提案書等作成に係る不正行為が認められた場合
- (3) プレゼンテーションに欠席又は辞退をした場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 委員会において不相当と認められた場合

(次順位者の繰上げ)

第19条 市長は、受託者予定者に委託契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、評価等が上位であった者から順に当該委託契約についての交渉を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、制定の日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和4年3月31日限りその効力を失う。